

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2014年10月17日

No.2

労使関係のあり方と協約の適正な運用を再確認

～申第1号「2014年度総合労働協約」改定交渉～

中央本部は9月2日と17日の2回に分けて、申第1号「2014年度総合労働協約」改定に関する団体交渉を行いました。今交渉で中央本部は

- ①信義誠実の原則に基づく健全な労使関係の構築すること。
- ②組合員の生活の維持・向上を図るために、労働協約の目的を変更しその目的に沿った企業運営を行なうこと。
- ③地方における経営協議会及び各種分科会の開催を充実させること。
- ④各職場において労使で安全を議論する「労使安全フォーラム」を開催すること。
- ⑤適正な要員配置と休日労働の解消を早急に行なうこと。
- ⑥限度を超えて時間外労働を指示する場合の組合員への事前周知を徹底すること。
- ⑦出向特別手当の支給区分及び支給額を細分化すること。

を中心に労使関係のあり方と協約の適正な運用を求め交渉を行いました。

議論の結果、以下の項目について確認しました。

- ①労使関係については、従来と変わるものではない。これまでの議論を踏まえ、今後も健全な労使関係の構築に向けて真摯な議論を行なっていく。
- ②協約の目的の変更は労使間のルールを決める根本であり、変更する重みは認識している。組合員の生活の維持・向上を両立させることは企業が発展するための前提である。その実現のために引き続き努力する。
- ③地方における安全に関する経営協議会の開催については、形は様々だが実施されていると認識している。本社は地方協議の在り方を否定しない。
- ④各職場における「労使で安全を議論する場」の設定に向けて引き続き議論を行なう。
- ⑤「最適な人員配置」とは欠員で回すことではないことを認識したうえで、欠員状態の解消については、状況を見て個別に対応する。
- ⑥超勤は指示業務であり、管理者が超勤実績を把握するように再度指導する。
- ⑦出向特別手当の支給区分・支給額の細分化はどのように影響が出るか明確ではない。組合の指摘は受け止め検討課題としたい。

「総合労働協約」は、組合活動の保障と、将来にわたって安心して働ける労働条件の構築のために重要なものです。職場で働く組合員の苦勞と努力が報われるために、今後も中央本部は取り組みます。交渉の細部については別紙議事録を参照してください。

以上